

中国地域における建設産業を 支援する公的制度



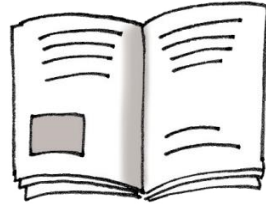
中国地方建設産業再生協議会

中国地方整備局HP

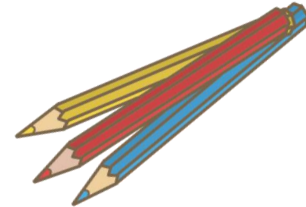
(パンフレット掲載) <http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/pdf/seido2022.pdf>

令和4年度中国地域における 建設産業を支援する公的制度

本一覧は、経営革新や雇用の確保・育成に役立つ公的支援制度を紹介し、中小・中堅建設業の経営者の方々のニーズに応じて各制度を効果的に把握し活用していただくことを目的としています。掲載されている各制度は、国や地方公共団体、公的団体が公開する資料やホームページ、さらに中国地方再生協議会メンバーなどからの情報をもとに選定いたしました。



目次



相談や情報収集をしたい <input checked="" type="checkbox"/>	-->	1	経営情報・アドバイス	
			オンライン情報提供	1
			相談・指導・派遣	2
どんな融資や税制があるのか 知りたい <input checked="" type="checkbox"/>	-->	2	融資・税制等	
			融資・保証等	6
			税制	8
技術支援を受けたい <input checked="" type="checkbox"/>	-->	3	新技術・研究開発	
			助成	11
			情報提供・交流	12
従業員育成や確保のための 支援を受けたい <input checked="" type="checkbox"/>	-->	4	雇用・人材育成	
			人材確保	14
			人材育成	19
ネットワークやITを利用して 経営資源の強化を図りたい <input checked="" type="checkbox"/>	-->	5	経営基盤の強化	
			連携・共同化・債務保証等	24
			販路拡大・交流会	24
			IT支援	25
新しい分野への進出のために どんな支援があるか知りたい <input checked="" type="checkbox"/>	-->	6	新事業・新分野進出	
			新事業(全般)	26
			農林水産	28
			環境・リサイクル	30
			連絡先・問い合わせ先	31

◎公的支援制度は毎年、制度、内容が変更されるものがあり、年度内でも補正予算によって追加されるものもあります。本一覧情報は、正確かつ最新であるよう最善をつくしておりますが、その情報の正確性を保証しているものではありません。最新の情報については、各支援制度の連絡先にお問い合わせいただくか、各団体のホームページをご参照下さい。

中国地方建設産業再生協議会

1 経営情報・アドバイス

■オンライン情報提供

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
<p>◆ e-中小企業庁&ネットワーク ” e-中小企業ネットマガジン” ◆ 中小企業経営者や創業予定者に対して、中小企業支援施策に関する豊富な情報、経営に役立つメールマガジンを毎週水曜日に無料で配信</p>	<p>◆ 中小企業庁 長官官房 広報室 TEL：03-3501-1709 https://www.chusho.meti.go.jp/e_chusho/index.html</p>
<p>◆ ヨイケンセツドッドコム ◆ 建設業振興基金が運営する建設業の支援事業・情報に関するポータルサイト</p>	<p>(一財) 建設業振興基金 TEL：03-5473-4572 https://www.kensetsu-kikin.or.jp/</p>
<p>◆ J-Net21 中小企業ビジネス支援ポータルサイト ◆ 中小企業に関する施策等の情報が必要な中小企業者、創業予定者、中小企業支援担当者等向けに「起業」「事業拡大」「経営改善」「支援情報」「資金調達」「技術開発」の情報を入手できるポータルサイト</p>	<p>J-Net21 https://j-net21.smrj.go.jp/ ※専用問合せフォームあり</p> <p>中小企業庁のホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/ からもアクセス可能</p>

鳥取県

<p>◆ とっとり産業支援ナビ ◆ 県・市町村・その他商工関連団体等の実施する企業・個人支援施策をトータルで発信しています。</p>	<p>鳥取県商工労働部商工政策課 TEL：0857-26-7214 https://www.pref.tottori.lg.jp/149050.htm</p>
---	---

岡山県

<p>◆ 企業支援制度 ◆ 県が実施している企業活動を支えるための各種支援施策を掲載しています。</p>	<p>岡山県産業労働部労働雇用政策課 TEL：086-226-7391 http://www.pref.okayama.jp/site/240/</p>
---	---

広島県

<p>◆ 各種助成金 ◆ 雇用関係の企業支援施策の情報を広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」に掲載しています 「わーくわくネットひろしま」 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/</p>	<p>広島県商工労働局雇用労働政策課 TEL：082-513-3425 Mail：syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp</p>
--	--

■相談・指導・派遣

制度名 / 制度概要	問合せ
<p>◆ 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 ◆</p> <p>①地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応するよろず支援拠点を各都道府県に整備し、中小企業・小規模事業者の活性化を図ります。</p> <p>②ミラサポPlus（中小企業向け補助金・総合支援サイト）により、中小企業支援の制度をわかりやすく検索できる機能や申請方法をご案内しています。また、申請方法や経営相談についても、サポートが可能な支援者・支援機関のご紹介や検索機能を設けています。 ミラサポPlus：https://mirasapo-plus.go.jp/</p> <p>③中小企業からの高度・専門的な支援課題に対し、専門家を派遣して課題解決を支援します。 中小企業119：https://chusho119.go.jp</p>	<p>鳥取県よろず支援拠点 TEL：0857-31-6851</p> <p>島根県よろず支援拠点 TEL：0852-60-5103</p> <p>岡山県よろず支援拠点 TEL：086-286-9667</p> <p>広島県よろず支援拠点 TEL：082-240-7706</p> <p>山口県よろず支援拠点 TEL：083-902-5959</p> <p>中国経済産業局産業部中小企業課 TEL：082-224-5661</p>
<p>◆ 中小企業活性化協議会事業 ◆</p> <p>「地域全体での収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジの最大化」を追求するため、「中小企業の駆け込み寺」として、幅広く中小企業者の相談に対応し、協議会自身においてあらゆるフェーズの中小企業者への支援と民間の支援専門家の育成を実施し（旧中小企業再生支援協議会による支援）、各フェーズでの民間による支援を促進すべく民間の支援専門家の活用を普及啓発します（旧経営改善支援センターによる支援）。</p>	<p>鳥取県中小企業活性化協議会 TEL：0857-33-0195</p> <p>島根県中小企業活性化協議会 TEL：0852-23-0701</p> <p>岡山県中小企業活性化協議会 TEL：086-286-9682</p> <p>広島県中小企業活性化協議会 TEL：082-511-5780</p> <p>山口県中小企業活性化協議会 TEL：083-902-5221</p>
<p>◆ 専門家による経営相談事業 ◆</p> <p>中小企業支援に豊富な経験を有するアドバイザーが常駐し、皆様の経営・技術に関する相談応答や情報提供を行います。</p>	<p>（独）中小企業基盤整備機構中国本部 企業支援部企業支援課 TEL：082-502-6555</p>
<p>◆ 経営安定特別相談事業 ◆</p> <p>連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業の方が、全国の主要な商工会議所または都道府県商工会連合会に設けられている「経営安定特別相談室」で専門家による経営立て直しのための相談を無料で受けることができます。</p>	<p>日本商工会議所 TEL：03-3283-7823</p> <p>全国商工会連合会 TEL：03-6268-0088</p>
<p>◆ 事業承継・引継ぎ支援事業 ◆</p> <p>後継者不在等の問題を抱える中小企業・小規模事業者に対して、円滑な事業承継・引継ぎ促進のため、事業承継診断に基づく支援ニーズの掘り起こしや、事業承継計画の策定、譲渡・譲受事業者間のマッチング等の支援をワンストップで行います。また、令和3年4月にM&A等の事業引継ぎ支援を行う「事業引継ぎ支援センター」に、親族内承継支援を行う「事業承継ネットワーク」を統合し、「事業承継・引継ぎ支援センター」へ発展的に改組しました。</p>	<p>鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：0857-20-0072</p> <p>島根県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：0852-33-7501</p> <p>岡山県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：086-286-9708</p> <p>広島県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：082-555-9993</p> <p>山口県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：083-902-6977</p>

鳥取県

◆ 企業の農業参入相談窓口 ◆

各総合事務所に、企業の農業参入相談に総合的に対応するための相談窓口を設置

鳥取県農林水産部農業振興監経営支援課

担い手育成担当

TEL：0857-26-7276

各地方事務所

◆ 中小企業労働相談所設置事業 ◆

県内3か所に設置した鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」で、賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般について、電話や面談等を実施

鳥取県商工労働部
雇用人材局とっとり働き方改革支援センター

TEL：0857-26-7662

名称	所在地	連絡先
みなくる鳥取	鳥取市天神町30-5 (鳥取県労働会館2階)	0857-25-3000 0120-451-783
みなくる倉吉	倉吉市見日町317 種部ビル2階	0858-23-6131 0120-662-390
みなくる米子	米子市東町189-2 (西部労働者福祉会館2階)	0859-31-8785 0120-662-396

(開所日) 月～金曜日(祝日、8月14日、15日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

*みなくる鳥取及び米子は、交互に毎月第1土曜日(ただし5月、1月は第2土曜日)も開所

(相談時間) 9時～17時30分(左記時間以外にも事前予約により相談可)

◆ 働き方改革のための専門家派遣支援制度 ◆

社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、働きやすい職場を作るための休暇制度の整備、就業規則等の改正や、生産性向上のための組織・仕組みづくり等を支援します。

鳥取県商工労働部
雇用人材局とっとり働き方改革支援センター

TEL：0857-26-7662

島根県

◆ 事業継続力強化アドバイザー派遣事業 ◆

経営力の強化や事業承継等について、経営等に関する専門的なアドバイスを必要としている事業者にアドバイザーを派遣します。

島根県商工労働部中小企業課

TEL：0852-22-6554

県内各商工会議所、商工会

◆ 建設業女性活躍推進員事業 ◆

建設事業者が行う女性の就職促進や定着の取組を支援するため、女性活躍推進員が建設事業者を訪問しアドバイスや支援を行います。

島根県土木部土木総務課

建設産業対策室

TEL：0852-22-6327

県内各商工会議所、商工会

岡山県

◆ 相談窓口の設置 ◆

県民局建設部に相談窓口を設置し、公共事業の執行についての相談に応じるとともに、経営支援や新分野への進出、研修などについては、産業労働部や関連団体など、適切な相談支援窓口を紹介する。

各県民局建設部相談窓口

岡山県土木部監理課

TEL：086-226-7463

◆ 企業の農業参入相談窓口 ◆

企業の農業参入相談に総合的に対応するための相談窓口を設置

岡山県農林水産部

農政企画課施策推進班

TEL：086-226-7408

◆ 農業経営相談窓口 ◆

農業参入や栽培技術、法人化、規模拡大等、農業経営に関する幅広い相談と専門家の派遣。

岡山県農業経営相談所(三徳園内)

TEL：086-297-2016

広島県

◆ 労働相談事業（広島県労働相談コーナーの運営） ◆

県内2か所の「広島県労働相談コーナー」で、賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般について、電話や面談での相談を受け付けるとともに、弁護士による特別労働相談を実施する。

広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL：082-513-3411
Mail：syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

名称・所在地	広島県労働相談コーナー ひろしま 県庁東館3階 (広島市中区基町10-52)	広島県労働相談コーナー ふくやま 福山庁舎第3庁舎4階 (福山市三吉町一丁目1-1)
内容		
一般労働相談	月～金曜日(注1) 9時～12時/13時～16時 TEL：0120-570-207	月～金曜日(注1) 9時～12時/13時～16時 TEL：0120-570-237
特別労働相談 (弁護士相談) (注2)	奇数月第3水曜日 13時～15時 TEL：0120-570-207	偶数月第3水曜日 13時～15時 TEL：0120-570-237

(注1)休祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休み。

(注2)一般労働相談で受け付けた後、予約を受け付ける。

◆ 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業 ◆

事業化・市場化などの企業の成長段階に応じた支援施策を展開し、産業活力の源泉であるベンチャー企業等の育成を推進する。

- ・広島市域の一次相談窓口
(広島県西部地域の基礎的相談窓口業務は、広島市中小企業支援センターへ移管)
- ・専門家派遣
- ・県外見本市への出展支援 など

広島県中小企業・ベンチャー
総合支援センター
TEL：082-240-7701
Mail：sien-center@hiwave.or.jp

◆ 地域中小企業支援センター事業 ◆

経営革新等を支援する身近な拠点である地域中小企業支援センターにおいて、各種専門知識を有するマネージャーによる窓口相談やアドバイザー派遣、新事業活動促進のためのセミナー開催等を行う。

呉地域中小企業支援センター
TEL：0823-21-0151
尾道地域中小企業支援センター
TEL：0848-22-2165
福山地域中小企業支援センター
TEL：084-973-6355
三次地域中小企業支援センター
TEL：0824-62-3125
東広島地域中小企業支援センター
TEL：082-420-0303

◆ 新事業分野開拓事業者認定制度 ◆

中小企業の販路開拓を支援するため、「新商品等の生産又は提供によって新たな事業分野の開拓を図る事業者」の認定を行い、中小企業者が生産する新商品又は提供する新役務(新商品等)の調達機会を拡大する。

- ・認定を受けた事業者が生産する新商品等→県の機関が買い入れ又は借受、委託する際、競争の方法によらず随意契約を行うことができる。

広島県商工労働局
イノベーション推進チーム
(中小・ベンチャー企業支援グループ)
TEL：082-513-3355
Mail：syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp

山口県

◆ 総合相談体制整備事業 ◆

事業を始めようとする人や事業の見直しを図ろうとする中小企業等の様々な相談・助言等を行う。

山口県中小企業支援センター
((公財)やまぐち産業振興財団)
TEL：083-902-3711

◆ 専門家派遣事業 ◆

経営革新等を行い経営の向上を図る中小企業者等又は創業予定者等が抱える様々な問題に対して、専門家を派遣し適切な支援を行う。

山口県中小企業支援センター
((公財)やまぐち産業振興財団)
TEL：083-902-3711

◆ 建設業新分野進出支援コーナー ◆

土木建築事務所及び監理課に支援コーナーを設置し、相談内容に応じて情報提供、関係機関の紹介を行う。

山口県土木建築部監理課
TEL：083-933-3629
各土木建築事務所

2 融資・税制等

■融資・保証等

制度名 / 制度概要	問合せ
<p>◆ 中小企業等経営強化法に基づく「創業」支援 ◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援対象 創業しようとしている方及び創業5年未満の方 ● 支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・信用保証協会による信用保証 ・(独)中小企業基盤整備機構による債務保証制度 ・エンジェル税制 ・中小企業投資育成(株)の支援 	<p>中国経済産業局産業部経営支援課新事業支援室 TEL：082-224-5658 中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 TEL：03-3501-1767 (独)中小企業基盤整備機構 TEL：03-5470-1575</p>
<p>◆ 産業競争力強化法に基づく「創業」支援 ◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援対象 産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業を受けた創業者 ● 支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税の軽減 会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(株式会社・合同会社：資本金の0.7%→0.35%、合名会社・合資会社：1件につき6万円→3万円) 	<p>中国経済産業局産業部経営支援課新事業支援室 TEL：082-224-5658 中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 TEL：03-3501-1767</p>
<p>◆ 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新」支援 ◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援対象 事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、都道府県の承認を受けた中小企業者、組合等 ● 支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・政府系金融機関による「設備資金」、「長期運転資金」に対する低利融資制度 ・信用保証の特例：限度枠の別枠化 ・高度化融資制度：融資条件の優遇措置 ・中小企業投資育成(株)の支援(別掲) ・特許料等の減免措置 ・販路開拓コーディネート事業：新商品等の紹介、取り次ぎ 	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL：082-224-5658 中小企業庁 経営支援部技術・経営革新課 TEL：03-3501-1816 各県中小企業担当課</p>
<p>◆ 地域建設業経営強化融資制度 ◆</p> <p>公共工事または公共性のある民間工事及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の請負代金債権を担保に低利で簡易・迅速に融資を受けられる。また、未完成部分の施工に要する資金についても、前払金の支払をうけている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなる。</p> <p>※本事業に係る助成金等を支出している建設業金融円滑化基金がすべて取り崩された場合には、その時点で助成等は終了します。</p>	<p>国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 TEL：03-5253-8111(代) 中国地方整備局建政部計画・建設産業課 TEL：082-221-9231(代) (一財)建設業振興基金 金融支援部 TEL：03-5473-4575</p>
<p>◆ 下請債権保全支援事業 ◆</p> <p>債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく支払保証を受けられる制度で、ファクタリング会社に対して支払う保証料の一部が助成される。保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階だが、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階から、保証を受けられる。東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等に係る債権も対象となる。</p>	<p>国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 TEL：03-5253-8111(代) 中国地方整備局建政部計画・建設産業課 TEL：082-221-9231(代) (一財)建設業振興基金 金融支援部 TEL：03-5473-4575</p>

◆ 経営者保証に依存しない資金調達の支援 ◆

◆ (経営者保証に関するガイドラインの利用のための専門家派遣事業) ◆

「経営者保証に関するガイドライン」の内容に基づき、求められる中小企業等の経営状況がある一定水準に達するような努力がなされていることの確認検証が外部専門家によりされた場合、経営者保証不要で金融機関からの資金調達が可能になる場合がある。

ガイドラインの内容に精通した専門家によるガイドラインの内容説明やガイドラインの内容に即した経営状況であるかどうかの検証、ガイドラインの内容に即した経営状況を実現させるための体制構築に関するアドバイスを受ける事ができる。

(独) 中小企業基盤整備機構中国本部
TEL: 082-502-6555

◆ 中小企業技術基盤強化税制 ◆

中小企業者がその事業年度において損金の額に導入する試験研修費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除

国税庁、国税局(事務所)、または税務署の税務相談窓口
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5444.htm>

◆ 中小企業再生ファンド(再生支援出資事業) ◆

再生に取り組む中小企業に対し、再生計画上の必要に応じて資金供給や経営支援を行う。

鳥取県(公財)鳥取県産業振興機構
TEL: 0857-52-6701
島根県 松江商工会議所
TEL: 0852-23-0701
岡山県(公財)岡山県産業振興財団
TEL: 086-286-9682
広島県 広島商工会議所
TEL: 082-511-5780
山口県(公財)やまぐち産業振興財団
TEL: 083-922-9931

鳥取県

◆ 企業自立サポート融資 ◆

県内の中小企業者等が、新分野進出のための資金、経営改善のために必要な資金を融資する。

鳥取県商工労働部企業支援課
TEL: 0857-26-7453

島根県

◆ 中小企業制度融資 ◆

中小企業の施設・設備の近代化、経営の合理化等に必要な資金の融資を、金融機関の協力を得て行います。

島根県商工労働部中小企業課
TEL: 0852-22-5882

岡山県

◆ 中小企業者向け融資制度 ◆

県内の中小企業・小規模事業者の皆様が必要とする資金の融通を円滑にするため、原則として岡山県信用保証協会の信用保証を付けることを条件として、取扱金融機関が融資を行います。

岡山県産業労働部経営支援課
TEL: 086-226-7361
岡山県信用保証協会
TEL: 086-243-1122
岡山県中小企業者向け融資制度取扱金融機関

広島県

◆ 中小企業等経営強化法に基づく承認・支援 ◆

中小企業者が新たな取り組みによる「経営革新計画」を作成し、知事による承認を受けた場合に、該当する支援策の利用が可能になります。

広島県商工労働局経営革新課
TEL: 082-513-3371
Mail: syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

・低利の融資、信用保険の特例 外
※計画の承認を受けても、支援策の利用には、別途金融機関等各支援機関の審査が必要です。

◆ 中小企業向け融資制度 ◆

広島県が金融機関及び広島県信用保証協会と協調し、県内の中小企業のみなさまに必要な事業資金を円滑に供給するために設けた、金融機関を取扱窓口とした融資制度です。

広島県商工労働局経営革新課
TEL：082-513-3321
Mail：syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

山口県

◆ 中小企業制度融資 ◆

県内に所在する中小企業の皆さまが、金融機関から事業資金を借り入れる際に、山口県信用保証協会が債務の公的な保証人となり、融資の円滑化を図ることで、資金繰りをサポートします。

(例) ビジネスモデル再構築支援資金、DX対応資金、経営安定資金ほか

山口県商工労働部経営金融課
TEL：083-933-3188
山口県信用保証協会
TEL：083-921-3090

■ 税制

制 度 名 / 制 度 概 要

問 合 せ

◆ エンジェル税制（ベンチャー企業投資促進税制） ◆

一定の要件を満たした中小・ベンチャー企業に投資する個人投資家に対する課税の特例措置です。

中国経済産業局経営支援課新事業支援室

① 投資した年に受けられる所得税の優遇措置

AとBのいずれかを選択

A（設立5年未満の企業が対象）

（対象企業への投資額-2,000円）をその年の総所得金額から控除

※総所得金額×40%と800万円の低い方が上限

B（設立10年未満の企業が対象）

対象企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除

② 未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できる。また、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）できる。

TEL：082-224-5658

中小企業庁

経営支援部創業・新事業促進課

TEL：03-3501-1767

鳥取県商工労働部産業未来創造課

TEL：0857-26-7246

島根県商工労働部中小企業課

TEL：0852-22-5655

岡山県産業労働部産業振興課

TEL：086-226-7380

広島県商工労働局イノベーション推進チーム

TEL：082-513-3357

山口県商工労働部経営金融課

TEL：083-933-3180

◆ 中小企業経営強化税制 ◆

青色申告を提出する中小企業者等が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価格の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

中国経済産業局産業部経営支援課
TEL：082-205-5316
（平日9:30-12:00、13:00-17:00）
中小企業庁事業環境部財務課
TEL：03-3501-5803

●指定期間

平成29年4月1日から令和5年3月31日までの期間

●生産性向上設備（A類型・工業会証明）の要件、対象設備

<要件>

生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備

<対象設備>（最低価額/販売開始時期）

機械装置（160万円以上/10年以内）、測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）、器具備品（30万円以上/6年以内）、建物附属設備（60万円以上/14年以内）、ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの。70万円以上/5年以内）

●収益力強化設備（B類型・経済産業局確認）の要件、対象設備

<要件>

投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備

<対象設備>

機械装置（160万円以上）、工具（30万円以上）、器具備品（30万円以上）、建物附属設備（60万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）

●デジタル化設備（C類型・経済産業局確認）の要件、対象設備

<要件>

遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備

<対象業種>

機械装置（160万円以上）、工具（30万円以上）、器具備品（30万円以上）、建物附属設備（60万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）

●経営資源集約化に資する設備（D類型・経済産業局確認）の要件、対象設備

<要件>

計画期間に応じた要件（※中小企業庁WEB「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」D類型の要件参照）を満たし、経営力向上計画に事業承継等事前調査に関する記載があり、経営力向上計画に従った事業承継等を行った後に取得した設備

<対象業種>

機械装置（160万円以上）、工具（30万円以上）、器具備品（30万円以上）、建物附属設備（60万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）

◆ 経営資源集約化税制 ◆

中小企業者が、経営資源の集約化(M&A)によって生産性向上等を目指す、経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づいてM&Aを実施した場合※に、以下の措置が活用できます。

1. 設備投資減税（中小企業経営強化税制）
2. 準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）

●適用期間

令和3年8月2日から令和6年3月31日までの期間

●対象となる行為類型

株式等の取得（取得価額10億円以下に限る）であって、事業の承継を伴うもの

●適用対象者

中小企業者（資本金額1億円以下の法人）
従業員数1000人以下の法人

中国経済産業局産業部経営支援課
TEL：082-205-5316
（平日9:30-12:00、13:00-17:00）
中小企業庁事業環境部財務課
TEL：03-3501-5803

◆ 中小企業投資促進税制 ◆

中小企業者等が、機械装置等を導入した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除が選択適用できます。

●適用期間

指定期間内（令和5年3月31日まで）に取得し、指定業種の用に供した場合に適用となります。

●対象設備

機械装置（1台160万円以上）、測定工具及び検査工具（1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上）、一定のソフトウェア（一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上）、貨物自動車（車両重量3.5トン以上）、内航船舶（取得価格の75%が対象）

●適用対象者

中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等）

従業員数1000人以下の個人事業主

中国経済産業局産業部中小企業課
TEL：082-224-5661
中小企業税制サポートセンター
（平日9:30-12:00、13:00-17:00）

◆ 中小企業防災・減災投資促進税制 ◆

青色申告を提出する中小企業者等が、認定対象期間内に認定された事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に従って取得した対象の設備等について、取得価額の20%（令和5年4月1日以降に取得する対象設備は18%）の特別償却を適用することができます。

●認定対象期間

令和元年7月16日から令和5年3月31日までの期間

●適用対象期間

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以降1年を経過する日まで。

*認定対象期間内に計画の認定を受けることが必要。

*適用対象期間内に対象設備の取得等を行い、事業の用に供することが必要。

●対象設備

機械及び装置（100万円以上）、器具及び備品（30万円以上）、建物付属設備（60万円以上）

●適用対象者

中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、事業協同組合等）

従業員数1000人以下の個人事業主

中国経済産業局産業部中小企業課
TEL：082-224-5653
中小企業庁事業環境部経営安定対策室
TEL：03-3501-0459

3 新技術・研究開発

■助成

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
<p>成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業)</p> <p>重要産業分野の競争力を支える特定ものづくり基盤技術（情報処理、精密加工、立体造形等の12技術分野）及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取組を支援。</p> <p>●支援内容 対象事業 中小企業者等が、大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援します。</p> <p>補助金額（上限額） 単年度あたり4,500万円以下、 2年間合計で7,500万円以下、 3年間合計で9,750万円以下 （中小企業者が受け取る補助金額が補助金総額の2/3以上であること）</p> <p>補助事業期間 2年度又は3年度 補助率 中小企業者（補助率：2/3以内） 大学、公設試等：採択審査・中間評価の結果 上位50%：定額</p>	<p>中国経済産業局 地域経済部産業技術連携課 TEL：082-224-5680</p>
<p>◆ ものづくり・商業・サービス補助金（ものづくり補助金） ◆</p> <p>中小企業・小規模事業者等が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。</p> <p>●対象事業者 以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定している 中小企業・小規模事業者等</p> <p>【基本要件】 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 + 3%以上/年 ・給与支給総額 + 1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円 ※ 回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠及びグリーン枠については、基本要件に加えて、別途要件があります。詳細は、HPをご参照く ものづくり補助金総合サイト：https://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html</p> <p>●補助上限額、補助率 （R1年度補正予算：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金） 補助上限 一般型 [通常枠] 750万円～1,250万円（※1） [回復型賃上げ・雇用拡大枠] 750万円～1,250万円（※1） [デジタル枠] 750万円～1,250万円（※1） [グリーン枠] 1,000万円～2,000万円（※2） グローバル展開型 3,000万円 ※従業員規模により補助上限の金額が異なります。 (※1) 従業員数 5人以下：750万円、6人～20人：1,000万円、21人以上：1,250万円 (※2) 従業員数 5人以下：1,000万円、6人～20人：1,500万円、21人以上：2,000万円</p> <p>補助率 一般型 [通常枠] 1/2 小規模事業者等 2/3 [回復型賃上げ・雇用拡大枠] 2/3 [デジタル枠] 2/3 [グリーン枠] 2/3 グローバル展開型 1/2 小規模事業者等 2/3</p>	<p>中国経済産業局 地域経済部産業技術連携課 TEL：082-224-5680</p>

■情報提供・交流

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
-----------------	-------

鳥取県

◆鳥取県内企業技術力発揮・開発応援補助金◆

県内における新たな製品・技術・サービスの開発を目指して行う研究開発等を支援することにより、新たな技術創出への挑戦を促し、地域産業の活性化を図ることを目的に助成する。

(調査支援型：上限100万円、補助率2/3、研究開発支援型(研究開発)：上限500万円、補助率1/2(あいサポート・脱炭素は補助率2/3)、研究開発支援型(産学共同プロジェクト)：上限1,000万円、補助率1/2)

鳥取県商工労働部産業未来創造課
TEL：0857-26-7564

◆鳥取県産業成長応援補助金◆

新たな事業展開(新商品開発・販路開拓等)、生産性向上(働き方改革)などに積極的に取り組む県内中小企業を企業の成長段階や経営戦略に応じて支援。(「小規模事業者挑戦ステージ：上限200万円、24ヶ月以内」「生産性向上挑戦ステージ：上限500万円、24ヶ月以内」「成長・挑戦ステージ：上限1,000万円又は1,500万円(県が定める重点分野に関する取組)、36ヶ月以内」、補助率：1/2)

鳥取県商工労働部企業支援課
TEL：0857-26-7243

広島県

◆廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業◆

産業廃棄物の埋立抑制並びに排出抑制、減量化、リサイクルに資する施設の整備及び研究開発に要する経費の一部を助成する。

(令和3年度より、研究開発費補助金を統合している。)

■補助額

- ①廃棄物排出抑制施設：3億円以内/件
- ②廃棄物リサイクル施設：3億円以内/件
- ③資源循環促進施設：1,500万円以内/件
- ④研究開発：2,000万円以内/件

■補助率

①～③施設整備

補助対象経費の1/3以内(びんごエコタウンモデル地区内は1/3に5%を加えた率以内)

※ただし、次の要件に該当する場合は1/2以内となる。

- デジタル技術を活用する施設の整備
- 特定の産業廃棄物に係る設備の整備
 - ・廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、鋳さい、ばいじん、建設汚泥(現場内処理に限る。)
 - ・廃太陽光パネル、廃リチウムイオン電池、廃繊維強化プラスチック(FRP)、廃LED
- CO2排出削減関連設備の整備

④研究開発

補助対象経費の2/3以内

■補助要件

産業廃棄物の埋立抑制並びに排出抑制、減量化、リサイクルに資することなど、区分ごとに各要件あり(詳細はHPに掲載の公募要領参照)

※補助事業は外部有識者等で構成する審査会の審査を踏まえ決定する。

広島県環境県民局循環型社会課
TEL：082-513-2951
Mail：kanjunksan@pref.hiroshima.lg.jp
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sanpai-zei/shisetsu-hojo.html>

山口県

◆ 中小企業DX推進総合支援事業 ◆

中小企業DX化の裾野の加速的拡大を図るため、フェーズに応じた切れ目ない支援を総合的に展開します。

◇ DXファーストステップ対応支援

クラウドサービスの導入促進、定着サポートを行うとともに、導入に係る経費補助 補助率：1/2、補助上限：150千円

◇ デジタル企業変革支援

- DX戦略策定・実行について専門コンサルタント等による支援
 - e-ラーニングによるDX基礎研修
 - 経営層等を対象としたマネジメント研修
 - 生産性向上や既存ビジネスの変革、新規ビジネスの創出を目指して取り組む情報処理システム構築に係る助成
- 補助率：1/2、補助上限：1,500千円

(公財) やまぐち産業振興財団
経営企画部
山口市小郡令和1-1-1
山口市産業交流拠点施設4F
TEL：083-902-3711

4 雇用・人材育成

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
■人材確保	
<p>◆ 特定求職者雇用開発助成金 ◆</p> <p>高年齢者、障害者、母子家庭の母及び父子家庭の父等の就職が特に困難な者又は大震災に係る被災者を、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して賃金の一部を助成。</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース） ◆</p> <p>就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者として就業が困難な方を正規雇用労働者として雇用する事業主に対する助成。</p>	◆ 厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ トライアル雇用助成金 ◆</p> <p>職業経験の不足などから就職が困難な求職者、障害者等を試行雇用（トライアル雇用）として雇い入れた事業主に対する助成。</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース） ◆</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を試行雇用（トライアル雇用）として雇い入れた事業主に対する助成。</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース） ◆</p> <p>若年・女性建設労働者を試行雇用（トライアル雇用）し、トライアル雇用助成金を支給される中小建設事業主に対する助成。</p>	◆ 厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ 地域雇用開発助成金 ◆</p> <p>過疎地域において、事業所設置または整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に対する助成。</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ 雇用調整助成金 ◆</p> <p>景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練、出向を行った事業主に対する助成。 *新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置有</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ 労働移動支援助成金（再就職支援コース） ◆</p> <p>事業の縮小などに伴い、離職を余儀なくされる労働者に対して再就職援助のための措置を講じた事業主に対する助成。</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース） ◆</p> <p>再就職援助計画等の対象となった労働者を早期に期間の定めのない労働者として雇い入れ、継続して雇用する事業主に対する助成</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ 人材確保等支援助成金 ◆</p> <p>労働者の雇用改善等に取り組む建設事業主に対する助成。 ・若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野） ・作業員宿舎等設置助成金コース（建設分野）</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所

◆ **地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業** ◆

中国地域（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県）において、経営課題の明確化、求人像の深掘りを行ったうえで、多様な人材の発掘・確保・定着を一括支援します。

中国経済産業局
地域経済部産業人材政策課
TEL：082-224-5683

●事業実施期間
令和4年度

●事業内容
①多様な人材の確保支援プロジェクト
（UIJターン・就職氷河期世代支援）
②副業・兼業人材活用プロジェクト

鳥取県

◆ **将来の建設産業担い手育成支援事業（高校生のインターンシップ）** ◆

県内建設関係企業の高卒新卒者確保のため、企業によるインターンシップ受入れ、研修に要した経費の一部を支援する。

◆
鳥取県県土整備部県土総務課
TEL：0857-26-7347

◆ **未来を支える建設技術者・技能者の確保・育成事業（建設業の魅力発信事業費補助）** ◆

特定企業や建設業団体等が行う建設業の魅力発信、人材確保に資する取組に対してその経費の一部を補助する。
（対象経費：広告宣伝費、印刷費、会場借り上げ代、講師謝金等）
○経費補助額 実施経費の1/2

鳥取県県土整備部県土総務課
TEL：0857-26-7347

◆ **鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援事業補助金** ◆

鳥取県外に在住する就職氷河期世代に該当する方が、鳥取県内の事業所で就職活動をする際の交通費を助成します。
（この他、就職氷河期世代支援事業として、当該世代を対象とした企業見学ツアー、当該世代の求人に向けたセミナー等を実施）

鳥取県商工労働部雇用人材局
雇用政策課
TEL：0857-26-7647

◆ **雇用シェア（在籍型出向）支援** ◆

鳥取県内企業の雇用安定・人材育成につながる「雇用シェア（在籍型）出向」を国、県立ハローワーク、産業雇用安定センターと連携して進めるため、セミナー・事例発表会、専門家派遣を行います。

鳥取県商工労働部雇用人材局
雇用政策課
TEL：0857-26-7229

公益財団法人産業雇用安定センター
鳥取事務所
TEL：0857-20-1500

◆ **「外国人材から選ばれる鳥取県」企業支援補助金** ◆

鳥取県内に就労場所を有する事業者及び監理団体に対し、日本語学習会の開催費や日本語教材の購入費、技能実習生の受入れに係る講習受講料などの経費の一部を助成します。

鳥取県商工労働部雇用人材局
雇用政策課
TEL：0857-26-7699

◆ **外国人技能実習生等入国時滞在費補助金** ◆

鳥取県内事業者が負担する、外国人技能実習生等の入国後の一時的な待機期間（14日間）の宿泊費の一部を助成します。

鳥取県商工労働部雇用人材局
雇用政策課
TEL：0857-26-7699

◆ **若年者等への技能承継推進事業** ◆

技能士会連合会と企業との共同体が実施する若年者の期間雇用と職業訓練に係る経費を補助し、正規雇用に結びつけるとともに、技能承継を推進します。
⇒共同体事務局経費、集合・実務研修経費、賃金について支援

鳥取県商工労働部雇用人材局
産業人材課
TEL：0857-26-7222

◆ 鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金 ◆

鳥取県外の企業に勤務するプロフェッショナル人材が副業・兼業により当該人材の活用を希望する県内企業を訪れて業務に従事する場合に、当該県内企業が負担する副業・兼業人材の移動に要する費用（交通費・宿泊費）の一部を補助します。

鳥取県商工労働部雇用人材局
鳥取県立鳥取ハローワーク
TEL：0857-26-7536

◆ 鳥取県副業・兼業人材活用交通費支援補助金 ◆

鳥取県外に在住するプロフェッショナル人材が県内企業の企業見学・採用面接に参加するためにかかる交通費を助成します。

鳥取県商工労働部雇用人材局
鳥取県立鳥取ハローワーク
TEL：0857-51-0501

鳥根県

◆ 専門人材確保推進事業費補助金 ◆

・補助対象：県内の中小企業等が、プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、県外から業務経験豊富な専門人材を確保する費用を助成します。

【専門人材雇用枠】

人材紹介手数料（成功報酬部分のみ）

- ・補助率：1/2
- ・補助上限額：1,300千円/人

【副業兼業人材活用枠】

①人材紹介手数料3ヶ月分

- ・補助上限額：120千円

②副業兼業人材の移動費用（交通費・宿泊費）

- ・補助率：1/2
- ・補助上限額：200千円

公益財団法人しまね産業振興財団
経営支援課
TEL：0852-60-5104

◆ しまねの建設担い手確保・育成補助金 ◆

・県内の建設業者が担い手確保・育成のために行う以下の取組に対し、経費の一部を補助します。

【建設人材確保対策事業】

- ・対象事業：高齢者、障がい者、外国人の雇用によって人材を確保するために行う調査・研修会・相談会の実施等の取組
- ・対象経費：専門家謝金、旅費、在留資格申請費、人材紹介費等
- ・補助率等：1/2以内、上限額200千円

【ICT等建設産業生産性向上事業】

- ・対象事業：建設現場の生産性向上に資する機器等の導入
- ・対象経費：機械設備・ソフトウェア等の導入費
- ・補助率等：1/3以内、上限額1,000千円（ICT建設機械は5,000千円）

鳥根県土木部土木総務課
建設産業対策室
TEL：0852-22-6327

岡山県

◆ 岡山県プロフェッショナル人材確保支援補助金 ◆

県内企業の経営体質の強化や県内経済の成長等に資するため、プロフェッショナル人材を活用する際に必要な費用を補助します。

【人材確保事業】

- ・補助対象：岡山県プロフェッショナル人材拠点を通じて人材を雇用し、次の条件を全て満たす県内中堅・中小企業
①雇用後の人材の理論年収が400万円以上であること
②雇用前の人材の居住地が県外であり、雇用に伴い県内への移転を伴うもの
- ・対象経費：民間人材ビジネス事業者へ支払う紹介手数料
- ・補助率：対象経費の1/2
- ・補助限度額：1,000千円（1補助事業者1回、人材1人まで）

【副業・兼業活用事業】

- ・補助対象：岡山県プロフェッショナル人材拠点を通じてマッチングを行い、県外在住の人材を副業・兼業の形で活用する県内中堅・中小企業
- ・対象経費：人材が、県内企業を実際に訪れて業務に従事する場合に、補助事業者が負担する当該人材の移動に要する交通費及び宿泊費
- ・補助率：対象経費の1/2
- ・補助限度額：300千円（1補助事業者1回、人材1人まで）

岡山県産業労働部経営支援課

TEL：086-226-7354

広島県

◆ 建設技術者等雇用助成事業 ◆

・助成対象：一定の要件を満たす70歳未満の者を、1年以上継続して雇用する土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事の入札参加資格を有する県内建設業者に対して、助成金を支給。

・助成金の概要：1名雇用につき年間総額60万円（中小企業以外は50万円）を3カ月ごとに支給（令和6年3月実績まで）。

・助成限度額：1名につき最長1年間とし、1社につき10名限り。

・適用期間：令和5年3月31日まで。

（この期間内に新たに雇い入れる雇用主が当該助成の適用対象です。）

広島県土木建築局建設産業課

TEL：082-513-3822

Mail：

dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進事業 ◆

・助成対象：新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者を雇用した広島県の入札参加資格を有する建設業者、測量・建設コンサルタント業者又は過去5か年以内に広島県が発注した建設工事等に下請け等として参加した建設業者、測量・建設コンサルタント業者に対して、助成金を支給。

・助成金の概要：1名雇用につき1カ月20万円を上限とし、6カ月間総額120万円を3カ月ごとに支給（令和5年3月実績まで）。

・助成限度額：1名につき最長6カ月間とし、1社につき10名限り。

・適用期間：令和4年9月30日まで。

（この期間内に新たに雇い入れる雇用主が当該助成の適用対象です。）

広島県土木建築局建設産業課

TEL：082-513-3821

Mail：

dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業 ◆

- ・補助対象：新事業展開等のため、県に登録された人材紹介会社を利用し、プロフェッショナル人材を採用し、又は副業・兼業人材として活用する場合、人材紹介手数料又は業務委託料の一部を補助。
- ・補助率：1/2以内
- ・限度額：

【プロフェッショナル人材採用】

100万円以内/年度・人（1社につき3名まで。複数名申請される場合は、その人材の役割・業務がそれぞれ異なっている必要あり。

平成28年度から通算6名を限度。）

【副業・兼業人材活用】

25万円以内/年度・人（1社につき3名まで。複数名申請される場合は、その人材の役割・業務がそれぞれ異なっている必要あり。）

広島県商工労働局産業人材課
TEL：082-513-3420
Mail：
syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp

◆ UIJターン就職相談窓口運営 ◆

広島県での就職を希望する求職者（大学生、一般求職者）を支援するため、東京、大阪などに開設した無料職業紹介所において、就職支援を行う。

広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL：082-513-3422
Mail：
syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金 ◆

魅力的な就職先として選ばれる職場となるよう働き方改革を実施する中小企業等に対して、従業員の奨学金返済支援制度の普及を後押しするため、制度を支援する中小企業等に対して、経費の一部を補助します。

- ・補助対象企業：働き方改革を実施している県内中小企業等
- ・補助期間：支援対象者1人につき最大3か年度
- ・補助額：
 - 働き方改革に取り組み、その取組を定着させている企業及び国の就労環境改善に係る各種制度の認定企業
従業員への支給額の1/2（上限額：年額10万円/人）
 - 上記以外の企業
従業員への支給額の1/3（上限額：年額6万円/人）

広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL 082-513-3424
Mail：
syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 広島県奨学金返済支援制度導入企業データバンク ◆

働き方改革に取り組み、従業員に対する奨学金返済支援制度を導入している企業のデータバンクを設け、就活生や求職者に対する登録企業のPRを支援します。

- ・県ホームページにおける企業一覧及び、企業や返済支援制度の概要の公開
 - ・県就活応援サイト「Go!ひろしま」における県内外学生への情報発信
 - ・制度導入企業向けオリジナルシンボルマークの使用
 - ・広島県等が主催する合同企業面接会への優先参加
 - ・大学生を対象とした合同企業説明会での制度導入企業の情報発信
 - ・県内大学生対象の業界研究セミナーへの参画など
- ※補助金の交付対象とならない企業（大企業、対象外業種等）も登録できます。

広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL 082-513-3424
Mail：
syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

山口県

◆ 建設産業活性化推進事業 ◆

持続可能な建設産業の構築に向けて、現場見学会や企業説明会、若年就業者の研修等、若者・女性の県内建設産業への就職・定着の促進に資する事業を実施する。

山口県土木建築部監理課
TEL：083-933-3629
山口しごとセンター
TEL：083-976-1145

◆ 首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業 ◆

中小企業の経営課題解決に必要な経営人材やデジタル化人材等の即戦力となる専門人材確保に向け、就業や副業等多様な形態での首都圏等のプロフェッショナル人材とのマッチングを促進し、「攻めの経営」の実現を図ります。

- 就業マッチングに対する補助（マッチング手数料等補助）
〔補助率〕 1/2 〔補助上限〕 2,100千円
- 就業を見据えた長期の副業人材の活用に対する補助（トライアル就業補助）
〔補助率〕 1/2 〔補助上限〕 1,600千円
- 個別課題に対応した副業人材の活用に対する補助（副業補助）
〔補助率〕 1/2 〔補助上限〕 200千円

山口県プロフェッショナル人材戦略拠点
（（公財）やまぐち産業振興財団内）

TEL：083-902-0045

山口市小郡令和1-1-1
山口市産業交流拠点施設4F

■ 人材育成

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
-----------------	-------

◆ キャリアアップ助成金 ◆

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するためのキャリアアップ計画を作成し、当該計画に基づき、正規雇用への転換、処遇改善などの取組を実施した事業主に対する助成。

厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所

◆ 人材開発支援助成金 ◆

労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した知識及び技能を習得させるための職業訓練などを計画に沿って実施した事業主に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所

◆ 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース） ◆

再就職援助計画等の対象となった労働者の雇い入れを行い、それらの労働者に対して職業訓練を実施する事業主に対して、その経費と訓練期間中に支払った賃金の一部を助成。

厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所

◆ 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース） ◆

職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主又は中小建設事業主団体に対する経費の助成や、雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主に対する賃金助成。

厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所

◆ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース） ◆

雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主又は建設事業主団体に対する助成。

厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所

鳥取県

◆ 建設産業担い手育成支援事業（スキルアップ研修事業） ◆

①工事現場を管理する建設技術者として必要な資格である一級・二級土木管理技士の資格取得に向けて、民間が開催する研修の参加経費を助成する。

○経費助成額 30千円/人

②県が行う集中研修（※）参加者の研修期間中の業務のフォローに要する建設業者の人件費相当額を助成する。

○経費助成額 40千円/1事業者（上限）

（※）県では、一級・二級土木施工管理技術検定試験の実地試験対策のための研修を実施（無料）

鳥取県県土整備部県土総務課
TEL：0857-26-7347
鳥取県県土整備部技術企画課
TEL：0857-26-7499

◆ 鳥取県建設技術センター研修 ◆

建設業に従事する建設業関係職員及び行政職員を対象に各種研修講座を設け、技術力の向上を図る。

(公財) 鳥取県建設技術センター
TEL: 0858-26-6051
鳥取県県土整備部技術企画課
TEL: 0857-26-7410

◆ 鳥取県産業成長応援補助金 ◆

新たな事業展開(新商品開発・販路開拓等)、生産性向上(働き方改革)などに積極的に取り組む県内中小企業を企業の成長段階や経営戦略に応じて支援。(「小規模事業者挑戦ステージ:上限200万円、24ヶ月以内」「生産性向上挑戦ステージ:上限500万円、24ヶ月以内」「成長・挑戦ステージ:上限1,000万円又は1,500万円(県が定める重点分野に関する取組)、36ヶ月以内」、補助率:1/2)

鳥取県商工労働部企業支援課
TEL: 0857-26-7243

◆ 在職者訓練(公共職業訓練) ◆

企業の従業員を対象に、仕事に必要な技能・知識・資格の習得のため訓練を実施する。

- ・訓練コース:CAD科、パソコン基礎科等

産業人材育成センター倉吉校
TEL: 0858-26-2247
産業人材育成センター米子校
TEL: 0859-24-0371

◆ 技能振興推進事業費補助金(技能後継者育成経費) ◆

- ・対象者:技能検定職種に係る認定職業訓練を従業員に受講させる事業者
- ・事業内容:従業員へ認定職業訓練を受講させるのに必要な経費の一部を補助する。
- ・補助内容:入学金、事業主負担金(初年度分)が補助対象
- ・補助率:補助対象経費の10/10(訓練生1人当たり3万円が上限)

鳥取県技能士会連合会
TEL: 0857-22-3494
鳥取県商工労働部雇用人材局
産業人材課
TEL: 0857-26-7209

◆ 技能振興推進事業費補助金(研修等経費) ◆

- ・対象者:県内に事務局を置く、技能士会等の技能検定職種に係る非営利の事業主団体等
- ・事業内容:技能の資質向上を目的とした研修会、会議の開催又は参加に要する経費の一部を補助する。
- ・補助内容:講師に係る謝金及び旅費、会場設備に係る使用料及び賃借料、研修会、会議の開催又は参加に係る需用費が対象。
- ・補助率:補助対象経費の1/2(1団体当たり50万円が上限※)

鳥取県技能士会連合会
TEL: 0857-22-3494
鳥取県商工労働部雇用人材局
産業人材課
TEL: 0857-26-7209

※研修経費以外にも技能振興のための展示会開催経費(補助率10/10)、技能競技大会参加経費等へも補助制度(補助率1/2)があり、それらを合わせて1団体当たり50万円が上限となります。

また、予算の都合で申請額満額が補助されるとは限りません。詳細は鳥取県技能士会連合会へお問い合わせ下さい。

島根県

◆ 認定職業訓練助成事業費補助金 ◆

事業主等が、中小企業事業主に雇用されている従業員等に認定職業訓練（職業能力開発促進法に定める基準に基づく訓練として知事の認定を受けたもの）を行う場合、運営費、施設及び設備費の一部を補助します。（補助率：補助対象経費の2/3以内）

島根県商工労働部雇用政策課
TEL：0852-22-5304

◆ 産業人スキルアップセミナー ◆

新たな技能の習得や普及、技能検定を通じた技能者の育成、その他地域産業の発展につながる人材育成を実施。

島根県立東部高等技術校
TEL：0853-28-2734
島根県立西部高等技術校
TEL：0856-22-2450

◆ 実践型人材養成システム（OFF-JT）の実施 ◆

キャリア形成促進助成金（厚生労働省）の支給に必要な教育訓練機関でのOFF-JTを高等技術校が提供。実施に係る経費は全額企業負担。

- ・電気工事人材育成コース
- ・給排水・空調設備コース
- ・建設コンサルタント技術者養成コース

島根県立東部高等技術校
TEL：0853-28-2734

岡山県

◆ 技術力向上研修会、資格取得のための講習会 ◆

（公財）岡山県建設技術センターにおいて、建設業者の技術力向上のための研修や資格取得のための講習会（土木施工管理技術検定試験受験準備の講習会）などを行う。

（公財）岡山県建設技術センター
TEL：086-284-4510
岡山県土木部技術管理課
TEL：086-226-7409

◆ 在職者訓練 ◆

技能検定などの公的資格の取得を目指す在職技能労働者を対象に、その職業に必要な専門的知識及び技能の習得と向上を目的とした比較的短期間の職業訓練を県立高等技術専門校で実施する。（訓練内容：電気工事、配管作業、溶接、建築塗装等）

岡山県産業労働部労働雇用政策課
TEL：086-226-7387
岡山県立南部高等技術専門校
TEL：086-424-3311
岡山県立北部高等技術専門校
TEL：0868-26-1125
岡山県立北部高等技術専門校美作校
TEL：0868-72-0453

◆ 認定職業訓練 ◆

中小企業事業主の団体等が職業能力開発促進法に定める基準による県知事認定の職業訓練を行った場合に、運営費等の一部を補助するもの。（補助率：補助対象経費の2/3以内）

岡山県産業労働部労働雇用政策課
TEL：086-226-7387

◆ 離職者等訓練 ◆

多様な技能・知識を有する技能者の養成及び離職者等が就業に必要な技能を身につけるための訓練を実施

- ・実施主体：県立高等技術専門校
- ・対象者：（普通課程）新規学卒者等、（短期課程）離職者等
- ・訓練期間：（普通課程）1年～3年、（短期課程）6か月～1年
- ・訓練科：（普通課程）溶接、電気設備など（短期課程）塗装など
- ・受講料等

（普通課程）：入校選考料2,200円、入校料5,650円、
授業料118,800円（年額）

（短期課程）：無料

※ただし、教材等の実費相当分は別途本人負担

岡山県産業労働部労働雇用政策課
TEL：086-226-7387

広島県

◆ 在職者訓練 ◆

- 在職者個人のキャリア形成支援、中小企業の人材育成支援
- ・実施主体：県立高等技術専門学校、技術短期大学校
 - ・対象者：在職者
 - ・受講料：実費相当
 - ・内 容：（１）企業ニーズを基にしたオーダーメイド型訓練。
職業能力向上を支援する講座（１２時間以上）
例：第一種電気工事士学科準備講習等
（２）事業主からの要請による指導員派遣
（短時間：１２時間程度）
例：溶接加工、機械加工等

広島県商工労働局職業能力開発課
TEL：０８２－５１３－３４３２
Mail：
syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 施設内訓練（普通課程訓練・短期課程訓練） ◆

本県基盤を支える中小企業への人材供給及び離転職者の再就職促進に必要な訓練を実施

- ・実施主体：県立高等技術専門学校
 - ・対象者
（普通課程）：新規学卒者、若年求職者（年齢制限あり）
（短期課程）：離転職者（年齢制限なし）
 - ・訓練期間：６箇月～２年
 - ・内容：建築、機械、電気工事、CAD等
 - ・受講料等
（普通課程）：選考料２,２００円、入校料５,６５０円、
授業料１１８,８００円（年額）
（短期課程）：無料
- ※ただし、教材等の実費相当分は別途本人負担

広島県商工労働局職業能力開発課
TEL：０８２－５１３－３４３２
Mail：
syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp

◆ ITパスポート取得支援補助金◆

- 補助対象：次の要件を全て満たす県内企業等
 - ・県内に本社又は支社等を有すること
 - ・情報処理関連業務（「情報サービス業」又は「インターネット附随サービス業」）を主たる事業としていないこと
 - ・下記①又は②に該当すること
 - ①法人税法上の普通法人又は協同組合等
 - ②普通法人、共同組合等又はこれらの代表者が加入する産業支援団体等

○対象経費

【講座受講料】

県内企業等が、従業員が登録講座を受講するために支払った講座

受講料

<補助限度額>

登録講座を受講し試験に合格した従業員１人につき20,000円
（大企業：登録講座を受講し試験に合格した従業員１人につき10,000円）

【試験受験料】

県内企業等が、従業員が試験を受験するために支払った受験料

<補助限度額>

登録講座を受講し試験に合格した従業員１人につき6,800円

※以下の要件を全て満たす必要あり

- ①リスキリング推進宣言企業であること
- ②年間合格者が全従業員の5%以上又は年間受験者が全従業員の10%以上

広島県商工労働局産業人材課
TEL：０８２－５１３－３４１４
Mail：
syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 認定職業訓練 ◆

中小企業事業主の団体が職業能力開発促進法に定める基準による県知事認定の職業訓練を行った場合、運営に要する経費の一部を補助。

- ・補助対象経費：指導員及び講師の謝金、手当、施設借上及び維持機械購入経費、指導員研修、訓練生合同学習等経費、教材費、管理運営費、その他厚生労働大臣が必要と認める経費

広島県商工労働局職業能力開発課
TEL：082-513-3431
Mail：
syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp

◆ イノベーション人材等育成事業 ◆

・補助対象者：新分野・新事業への展開や競争力強化に向け、新たな価値を生み出す知識・技術の習得に取り組む、県内に本社・本店を置く、中小・中堅企業。

- ・補助率：2/3以内
- ・限度額：400万円以内/年・人
※研修区分により補助率、限度額が異なる。
- ・補助対象経費
【国内研修】 入学料、受講料、旅費 等
【国外研修】 上記に加え、渡航料、保険料 等
※研修期間によっては、派遣する社員、代替社員の人件費も対象

広島県商工労働局産業人材課
TEL：082-513-3420
Mail：
syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp

山口県

◆ 在職者訓練 ◆

職業に必要な技能や知識の習得を図るため、労働者の職業生活の全期間にわたって段階的かつ体系的に職業訓練を実施する。

- ・実施主体：県立高等産業技術学校
- ・対象者：在職者
- ・訓練期間：6箇月以内（6時間以上）
- ・内容：鉄筋施工、左官、第一種電気工事士（技能）等
- ・受講料：実費負担

山口県商工労働部労働政策課
TEL：083-933-3234

◆ 施設内訓練（普通課程・短期課程） ◆

多様な技能・知識を有する技能労働者の養成及び離転職者等の求職者が就業に必要な技能を身につけるための訓練を実施する。

- ・実施主体：県立高等産業技術学校
- ・対象者（普通課程）：高等学校等新規卒業者、離転職者（18歳以上34歳以下）
（短期課程）：離転職者、高等学校等新規卒業者（年齢制限なし）
- ・訓練期間（普通課程）：2年
（短期課程）：6箇月～1年
- ・内容：設備システム科、木造建築科、内装リフォーム科等
- ・受講料等（普通課程）：選考料 2,200円、入校料 5,650円、授業料 118,800円（年額）
（短期課程）：無料

※ただし、テキスト代等の実費は別途本人負担

山口県商工労働部労働政策課
TEL：083-933-3234

◆ 認定職業訓練（運営費等補助） ◆

中小企業事業主又は中小企業事業主団体等が職業能力開発促進法に定める基準による県知事の認定の職業訓練を行った場合、運営に要する経費の一部を補助する。

- ・補助対象経費：指導員及び講師の謝金、手当、施設借上及び維持、機械購入経費、指導員研修、訓練生合同学習等経費、教材費、管理運営費、その他厚生労働大臣が必要と認める経費

山口県商工労働部労働政策課
TEL：083-933-3234

5 経営基盤の強化

■連携・共同化・債務保証等

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
-----------------	-------

広島県

◆ 合併等に係る調整措置・受注機会の確保 ◆

【入札参加資格の特例措置】
 入札参加資格の格付時の総合数値を次のとおり加算します。
 《申請時点の入札参加資格者名簿》
 ・格付時の総合数値を最長2年間15%加算
 《上記期間経過後の次の入札参加資格者名簿》
 ・格付時の総合数値を最長2年間10%加算
 【受注機会の確保の特例措置】
 一定の条件を満たす場合、当分の間、受注機会の確保のための特例措置を次のとおり行います。
 《直近下位ランクにおける入札参加》
 ・合併会社等の本店（主たる営業所）の所在地においては、直近下位ランクへの入札参加が可能
 《みなし本店（主たる営業所）扱い》
 ・県発注工事の受注実績のある営業所を、全て本店（主たる営業所）とみなして入札参加が可能

広島県土木建築局建設産業課
 TEL：082-513-3821
 Mail：
 dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

山口県

◆ 合併等に係る加点措置 ◆

県入札参加資格に係る加点措置
 直前4年間に合併した建設業者に対して総合評定値の10%を加点する。

山口県土木建築部監理課
 TEL：083-933-3629

■販路拡大・交流会

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
-----------------	-------

鳥取県

◆ 鳥取県産業成長応援補助金 ◆

新たな事業展開（新商品開発・販路開拓等）、生産性向上（働き方改革）などに積極的に取り組む県内中小企業を企業の成長段階や経営戦略に応じて支援。（「小規模事業者挑戦ステージ：上限200万円、24ヶ月以内」「生産性向上挑戦ステージ：上限500万円、24ヶ月以内」「成長・挑戦ステージ：上限1,000万円又は1,500万円（県が定める重点分野に関する取組）、36ヶ月以内」、補助率：1/2）

鳥取県商工労働部企業支援課
 TEL：0857-26-7243

◆ コロナ禍における海外ビジネス支援補助 ◆

県内企業が感染防止対策を行いながら実施する海外見本市・商談会出展等の海外展開活動に対する経費を助成する。（上限75万円、補助率1/2以内）

（公財）鳥取県産業振興機構
 とっとり国際ビジネスセンター
 TEL：0859-30-3161

山口県

◆ 公共工事地産地消推進モデル事業 ◆

県内企業が開発した新製品・新技術・新工法等の県単独公共工事における活用及び販路拡大を支援する。

山口県土木建築部技術管理課
 TEL：083-933-3636

■ I T 支援

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ																														
<p>◆ I T 活用促進資金 ◆</p> <p>I T 活用のための投資を行う中小企業者の方は、情報化を進めるために必要な、情報化投資を構成する設備などの取得に係る設備資金やソフトウェアの取得・制作などに係る運転資金の融資（日本政策金融公庫の特別貸付）を受けることができます。</p>	<p>日本政策金融公庫 全国各店舗 https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html 事業資金相談ダイヤル TEL：0120-154-505</p>																														
<p>◆ I T 導入補助金 ◆</p> <p>バックオフィス業務の効率化やデータを利用した顧客獲得、インボイス対応など、生産性向上や企業間取引のデジタル化に繋がるITツールの導入を支援します。</p> <p>また、複数の中小・小規模事業者が連携してITツールを導入し、生産性の向上を図る取組を支援します。</p> <p>新たに、「セキュリティ対策推進枠」を創設し、中小企業等のサイバーセキュリティ対策の向上を図ります。</p> <p>●補助対象者 中小企業・小規模事業者等</p> <p>●公募期間 令和4年3月31日～終了時期は事務局HPを御確認ください。 https://www.it-hojo.jp/schedule/ （セキュリティ対策推進枠は準備でき次第実施。）</p> <p>●補助額・補助率</p> <p>【通常枠】</p> <table border="0"> <tr> <td>A 類型 30万円～150万円未満</td> <td>補助率1/2</td> </tr> <tr> <td>B 類型 150万円～450万円以下</td> <td>補助率1/2</td> </tr> </table> <p>【デジタル化基盤導入類型】</p> <table border="0"> <tr> <td>・ITツール 補助額50万円以下</td> <td>補助率3/4</td> </tr> <tr> <td>補助額50万円超～350万円</td> <td>補助率2/3</td> </tr> <tr> <td>・PC等 補助額10万円</td> <td>補助率1/2</td> </tr> <tr> <td>・レジ等 補助額20万円</td> <td>補助率1/2</td> </tr> </table> <p>【複数社連携IT導入類型】</p> <table border="0"> <tr> <td>デジタル化基盤導入類型の対象経費 ①</td> <td>上記と同様</td> </tr> <tr> <td>それ以外の経費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・消費者動向等分析経費 ②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助額：50万円×参加事業者数</td> <td>補助率2/3</td> </tr> <tr> <td>補助上限：①+②で3,000万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・補助事業者が参画事業者をとりまとめるために要した事務費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①+②の10%か200万円のいずれか低い方</td> <td>補助率2/3</td> </tr> </table> <p>【セキュリティ対策推進枠】</p> <table border="0"> <tr> <td>・サイバーセキュリティサービス利用料（※）最大2年間分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助上限額：5万円～100万円</td> <td>補助率1/2</td> </tr> </table> <p>※（独）情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス</p>	A 類型 30万円～150万円未満	補助率1/2	B 類型 150万円～450万円以下	補助率1/2	・ITツール 補助額50万円以下	補助率3/4	補助額50万円超～350万円	補助率2/3	・PC等 補助額10万円	補助率1/2	・レジ等 補助額20万円	補助率1/2	デジタル化基盤導入類型の対象経費 ①	上記と同様	それ以外の経費		・消費者動向等分析経費 ②		補助額：50万円×参加事業者数	補助率2/3	補助上限：①+②で3,000万円		・補助事業者が参画事業者をとりまとめるために要した事務費		①+②の10%か200万円のいずれか低い方	補助率2/3	・サイバーセキュリティサービス利用料（※）最大2年間分		補助上限額：5万円～100万円	補助率1/2	<p>I T 導入補助金事務局コールセンター TEL：0570-666-424 （IP電話：042-303-9749）</p> <p>※混雑時は問合せフォームも活用。 中国経済産業局産業部流通・サービス産業課 TEL：082-224-5655 IT導入補助金2022ホームページ https://www.it-hojo.jp/</p>
A 類型 30万円～150万円未満	補助率1/2																														
B 類型 150万円～450万円以下	補助率1/2																														
・ITツール 補助額50万円以下	補助率3/4																														
補助額50万円超～350万円	補助率2/3																														
・PC等 補助額10万円	補助率1/2																														
・レジ等 補助額20万円	補助率1/2																														
デジタル化基盤導入類型の対象経費 ①	上記と同様																														
それ以外の経費																															
・消費者動向等分析経費 ②																															
補助額：50万円×参加事業者数	補助率2/3																														
補助上限：①+②で3,000万円																															
・補助事業者が参画事業者をとりまとめるために要した事務費																															
①+②の10%か200万円のいずれか低い方	補助率2/3																														
・サイバーセキュリティサービス利用料（※）最大2年間分																															
補助上限額：5万円～100万円	補助率1/2																														

6 新事業・新分野進出

■新事業（全般）

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
-----------------	-------

◆ 事業再構築補助金 ◆

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

中国経済産業局
産業部経営支援課
TEL：082-224-5658

- 対象事業者
中小企業・中堅企業等

【主要申請要件】

- (1) 売上が減っている
 - ・2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。
- (2) 事業再構築に取り組む
 - ・事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。
- (3) 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する
 - ・事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する（P9参照）。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
 - ・補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（グリーン成長枠は5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（同上5.0%）以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。

- 補助上限額、補助率 ※第6回公募分として

【通常枠】

- | | | |
|------|---------------------------|---------------|
| 補助金額 | ・従業員数20人以下 | 100万円～2,000万円 |
| | ・従業員数21～50人 | 100万円～4,000万円 |
| | ・従業員数51～101人 | 100万円～6,000万円 |
| | ・従業員数101人以上 | 100万円～8,000万円 |
| 補助率 | ・中小企業者等：2/3（6,000万円超は1/2） | |
| | ・中堅企業等：1/2（4,000万円超は1/3） | |

【大規模貸金引き上げ枠】

- | | | |
|------|-------------|--------------|
| 補助金額 | ・従業員数101人以上 | 8,000万円超～1億円 |
| 補助率 | 通常枠と同様 | |

【回復再生応援枠】

- | | | |
|------|-------------|---------------|
| 補助金額 | ・従業員数5人以下 | 100万円～500万円 |
| | ・従業員数6～20人 | 100万円～1,000万円 |
| | ・従業員数21人以上 | 100万円～1,500万円 |
| 補助率 | ・中小企業者等：3/4 | ・中堅企業等：2/3 |

【最低貸金枠】

- | | | |
|------|-------------|---------------|
| 補助金額 | ・従業員数5人以下 | 100万円～500万円 |
| | ・従業員数6～20人 | 100万円～1,000万円 |
| | ・従業員数21人以上 | 100万円～1,500万円 |
| 補助率 | ・中小企業者等：3/4 | ・中堅企業等：2/3 |

【グリーン成長枠】

- | | | |
|------|-------------|-------------|
| 補助金額 | ・中小企業 | 100万円～1億円 |
| | ・中堅企業 | 100万円～1.5億円 |
| 補助率 | ・中小企業者等：1/2 | ・中堅企業等：1/3 |

◆ 小規模事業者持続化補助金 ◆

●対象者：小規模事業者（中小企業のうち、製造業その他業種で従業員20人以下、卸売業、サービス業及び小売業で従業員5人以下の事業者）

中国経済産業局産業部中小企業課
TEL：082-224-5661

<一般型>

小規模事業者が、複数年にわたり相次いで直面する制度変更等（働き方改革等）に対応するために作成した経営計画に基づいて行う、販路開拓等の取り組みについても補助対象となります。

●補助率：2/3

●補助上限額：

50万円

200万円（事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者）※赤字事業者の補助率は3/4

200万円（常時使用する従業員を増やし、上規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者）

200万円（将来的に事業承継を行う予定のアトツギ甲子園のファイナリストになった事業者）

200万円（産業競争力強化法に基づく認定市区町村や認定連携創業支援等事業者が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年の間に受け、かつ過去3か年の間に開業した事業者）

100万円（免税事業者であったが、新たにインボイス発行事業者として登録した事業者）

◆ 農商工等連携 ◆

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際、農商工等連携促進法に基づく支援の他、様々な支援を受けることができます。

中国経済産業局産業部経営支援課
TEL：082-224-5658

中国四国農政局経営・事業支援部
地域食品・連携課

TEL：086-224-4511(代)

●対象者

①農商工等連携により新たな事業活動を展開しようとする中小企業者であって、農商工等連携促進法に基づき農商工等連携事業計画を作成し、国の認定を受けた者

②中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者等に対する農商工連携に対する指導等を行う、一定の要件を満たす一般社団法人・NPO法人等であって、農商工等連携促進法に基づき農商工等連携支援事業計画を作成し、国の認定を受けた者

●支援内容

【対象者①の場合】

- ・政府系金融機関による低利融資制度
- ・信用保証協会の信用保証の特例
- ・食品流通構造改善促進機構による債務保証等
- ・農業改良資金通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

【対象者②の場合】

- ・信用保証協会の信用保証の特例

◆ 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策） ◆

農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型）

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。

中国四国農政局農村振興部
地域整備課

TEL：086-224-4511(代)

◆ 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策） ◆

農山漁村発イノベーション等整備事業（産業支援型）

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設等の整備を支援。

中国四国農政局経営・事業支援部
地域食品・連携課

TEL：086-224-4511(代)

鳥取県

◆ **建設業者の新分野進出への入札参加資格付加点** ◆

県の入札参加資格をもつ建設業者等が、建設業以外の新分野にチャレンジする際の新たな投資による点数減少を軽減するため、主観点に最大10点を加算（売上高等の要件あり）。

鳥取県県土整備部県土総務課
TEL：0857-26-7347

◆ **鳥取県企業等農業参入促進支援事業（農業経営開始・推進事業）** ◆

農業の生産、出荷、加工、販売等に必要な農業機械・施設の整備及びリース費用を助成。（上限500万円、補助率1/3）

鳥取県農林水産部農業振興監経営支援課
担い手育成担当
TEL：0857-26-7276
各地方事務所

◆ **鳥取県内企業技術力発揮・開発応援補助金** ◆

県内における新たな製品・技術・サービスの開発を目指して行う研究開発等を支援することにより、新たな技術創出への挑戦を促し、地域産業の活性化を図ることを目的に助成する。

（調査支援型：上限100万円、補助率2/3、研究開発支援型（研究開発）：上限500万円、補助率1/2（あいサポート・脱炭素枠は補助率2/3）、研究開発支援型（産学共同プロジェクト）：上限1,000万円、補助率1/2）

鳥取県商工労働部産業未来創造課
TEL：0857-26-7564

農林水産

制 度 名 / 制 度 概 要

問 合 せ

◆ **強い農業・担い手づくり総合支援交付金** ◆

（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）

・融資主体型
人・農地プランで中心経営体等として位置づけられた農業参入した企業等が、融資を受けて農業用機械等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援。

・条件不利地域型
農業参入した企業等が、経営規模が零細である等の要件を満たす条件不利地域において、経営規模の拡大や経営の複合化・多角化を図るために必要となる共同利用機械等の導入を支援。

中国四国農政局経営・事業支援部
経営支援課
TEL：086-224-4511(代)

◆ **農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）** ◆

農業経営改善計画を達成するために必要な農地、機械、施設等の取得等のための長期資金及び長期運転資金の貸付。

(株)日本政策金融公庫
（農林水産事業）
各県支店（巻末参照）
【業務受託金融機関】
各県信用農業協同組合連合会
（巻末参照）
受託金融機関である銀行又は信用金庫

◆ **農業改良資金** ◆

創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジすることを支援するための無利子資金を貸付。

(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）各県支店（巻末参照）
農協などの民間金融機関

◆ **農業近代化資金** ◆

機械、施設等の取得に必要な長期資金及び長期運転資金を民間金融機関が貸付。（利子補給あり）

最寄りの農協などの民間金融機関、
【県庁と利子補給契約を締結している金融機関に限る】

◆ **青年等就農資金** ◆

認定新規就農者が、認定就農計画の目標達成を図ろうとするのに必要な無利子資金を貸付。

(株)日本政策金融公庫
（農林水産事業）
各県支店（巻末参照）
農協などの民間金融機関

◆ 農業信用保証保険制度 ◆

農業制度資金の借入れに対する農業信用保証制度の運用については、農外からの新規参入法人であっても、農業信用基金協会の会員となれば、同協会による債務保証を受けることが可能

各県の農業信用基金協会（巻末参照）
各県農業信用基金協会の会員である最寄りの農協などの民間金融機関でも相談可

◆ 農業法人投資育成制度 ◆

規模拡大等に意欲的に取り組む農業法人に対して、資金供給が強力に促進されるよう、多様な投資主体（投資事業有限責任組合）による農業法人への投資が可能。

日本政策金融公庫本店
（農水水産事業本部）
TEL：03-3270-2683
農林中央金庫本店
農林水産環境統括部
TEL：03-5220-9626
（社）日本農業法人協会
TEL：03-6268-9500

◆ ハローワーク窓口における農林漁業雇用対策 ◆

農林漁業の就業を希望する方に、求人情報の提供、職業相談、職業紹介、農林漁業の就業に関する情報提供を実施。

最寄りのハローワーク

◆ 新規就農相談センターによる情報の収集・提供等 ◆

農業を始める者に対し、求人・就職情報提供、相談、セミナー、交流会を実施

各県の農業公社等（巻末参照）
各県の農業会議（巻末参照）

◆ 林業関係の金融制度 ◆

林業経営の改善や林業労働者の確保のための資金貸付等
(1)日本政策金融公庫資金制度：
林業生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金を融通
(2)林業・木材産業改善資金制度：
林業・木材産業経営の改善を目的として新たな取組を行うにあたって必要な中・短期の資金を無利子で貸付
(3)木材産業等高度化推進資金制度：
木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化を推進するのに必要な資金を低利で融通

(1)日本政策金融公庫（農林水産事業）岡山支店（巻末参照）
(2)各県の森林組合連合会（巻末参照）
(3)(独) 農林漁業信用基金林業部門
TEL：03-3294-5585

◆ 漁業関係の金融制度 ◆

漁業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化、安全確保や生活支援のための資金貸付
(1)日本政策金融公庫資金制度：
漁協等では対応できない超長期の漁船、施設、長期運転資金等の資金貸付
(2)漁業近代化資金
漁協等が窓口となる、国や自治体の利子補給により低利となっている漁船、漁具、養殖施設等の資金貸付
(3)沿岸漁業改善資金：
沿岸漁業従事者等が自主的にその経営・生活の改善等に取り組むために県が融資する無利子資金

(1)日本政策金融公庫（農林水産事業）岡山支店（巻末参照）
(2)各県の信用漁業協同組合連合会（巻末参照）
(3)漁業協同組合、各県の水産部局

広島県

◆ 農業分野進出に対する支援 ◆

【農業融資制度】
農業分野に参入する企業が必要とする施設整備費及び運転資金に対する融資制度

広島県農林水産局就農支援課
TEL：082-513-3554
Mail：
noushien@pref.hiroshima.lg.jp

	貸出利率	融資限度額	融資(据置)
農業近代化資金	0.16%~0.20%	2億円 (3,600万円)※1	7~15 (2~7)年
農業経営基盤強化資金※2	0.16%~0.20%	10億円	25(10)年

※1 認定農業者等に係る貸付利率の特例を適用する場合の貸付限度額

※2 要件として、認定農業者になることを要する。

・利率はR2. 4. 20適用のものであり、今後の金融情勢により変動する。

山口県

◆ 企業の農業参入推進活動 ◆

企業の農業参入を促進するため、参入意向企業への相談対応を実施する。

山口県農林水産部農業振興課
TEL：083-933-3375
山口県地域農業戦略推進協議会
TEL：083-973-2215

■ 環境・リサイクル

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
-----------------	-------

◆ 事業者向け支援事業 ◆

環境省 事業者向け支援事業 ホームページ アドレス
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html
環境省 脱炭素化事業支援情報サイト (エネ特ポータル)
<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/index.html>
環境省 エコアクション21 建設業者向けガイドライン 2017年版
<https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>
環境省 公募情報 ホームページ アドレス
<http://www.env.go.jp/guide/kobo.html>

中国四国地方環境事務所環境対策課
TEL：086-223-1581
中国四国地方環境事務所広島事務所
環境対策課
TEL：082-511-0006

鳥取県

◆ 鳥取県版環境管理システム (TEAS)認定制度 ◆

県内の企業等の環境配慮活動への取り組みを容易にするため、県が一定の基準を設け、環境配慮活動を認定・公表する独自の制度 (愛称『TEAS』)
TEAS：I種認定企業には、建設工事入札参加資格格付で点数加算等を実施

鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課
TEL：0857-26-7875

連絡先・問い合わせ先

各分野の関連機関

各県の関連部署

●建設業担当課

鳥取県県土整備部県土総務課	TEL 0857-26-7454
島根県土木部土木総務課	TEL 0852-22-6429
岡山県土木部監理課	TEL 086-226-7463
広島県土木建築局建設産業課	TEL 082-513-3822
山口県土木建築部監理課	TEL 083-933-3629

●中小企業担当課

鳥取県商工労働部企業支援課	TEL 0857-26-7242
島根県商工労働部中小企業課	TEL 0852-22-5288
岡山県産業労働部経営支援課	TEL 086-226-7354
広島県商工労働局経営革新課	TEL 082-513-3321
山口県商工労働部経営金融課	TEL 083-933-3180

雇用関係の相談機関

●厚生労働省

鳥取労働局	TEL 0857-29-1700
島根労働局	TEL 0852-20-7004
岡山労働局	TEL 086-225-2011
広島労働局	TEL 082-502-9241
山口労働局	TEL 083-995-0380

農林分野の相談機関

●農業会議

鳥取県農業会議	TEL 0857-26-8371
島根県農業会議	TEL 0852-22-4471
岡山県農業会議	TEL 086-234-1093
広島県農業会議	TEL 082-545-4146
山口県農業会議	TEL 083-923-2102

●農業公社

(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	TEL 0857-26-8350
(公財)しまね農業振興公社	TEL 0852-20-2872
(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団	TEL 086-226-7423
(公財)やまぐち農林振興公社	TEL 083-924-8900

●農業信用基金協会

鳥取県農業信用基金協会	TEL 0857-23-0154
島根県農業信用基金協会	TEL 0852-31-3627
岡山県農業信用基金協会	TEL 086-222-3218
広島県農業信用基金協会	TEL 082-247-4257
山口県農業信用基金協会	TEL 083-973-3290

●信用農業協同組合連合会

鳥取県信用農業協同組合連合会	TEL 0857-21-2800
広島県信用農業協同組合連合会	TEL 082-248-9519
山口県信用農業協同組合連合会	TEL 083-973-2230

●信用漁業協同組合連合会

鳥取県信用漁業協同組合連合会	TEL 0857-23-1351
漁業協同組合JFしまね	TEL 0852-21-0002
広島県信用漁業協同組合連合会	TEL 082-247-2301
山口県漁業協同組合	TEL 083-231-4282

●森林組合連合会

鳥取県森林組合連合会	TEL 0857-28-0121
島根県森林組合連合会	TEL 0852-21-6247
岡山県森林組合連合会	TEL 086-222-7671
広島県森林組合連合会	TEL 082-228-5111
山口県森林組合連合会	TEL 083-922-1955

政府系金融機関

●(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)

鳥取支店	TEL 0857-22-3156
松江支店	TEL 0852-23-2651
岡山支店	TEL 086-225-0011
広島支店	TEL 082-244-2231
山口支店	TEL 083-922-3660

●(株)日本政策金融公庫(中小企業事業)

鳥取支店	TEL 0857-23-1641
松江支店	TEL 0852-21-0110
岡山支店	TEL 086-222-7666
広島支店	TEL 082-247-9151
下関支店	TEL 083-223-2251

●(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)

鳥取支店	TEL 0857-20-2151
松江支店	TEL 0852-26-1133
岡山支店	TEL 086-232-3611
広島支店	TEL 082-249-9152
山口支店	TEL 083-922-2140

中国地方建設産業再生協議会

協議会は、中国ブロックにおける建設産業 関係機関が相互に情報提供を行うことにより、情報の共有化を図るとともに、連携して建設産業の健全な発展を促進することを目的とする。

■国土交通省

中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
TEL 082-221-9231

■厚生労働省

鳥取労働局 職業安定部 職業安定課 TEL 0857-29-1707
島根労働局 職業安定部 職業対策課 TEL 0852-20-7020
岡山労働局 職業安定部 職業安定課 TEL 086-801-5103
広島労働局 職業安定部 職業安定課 TEL 082-502-7831
山口労働局 職業安定部 職業安定課 TEL 083-995-0380

■農林水産省

中国四国農政局 企画調整室
TEL 086-224-4511

■経済産業省

中国経済産業局 産業部 中小企業課
TEL 082-224-5661

■環境省

中国四国地方環境事務所 広島事務所
TEL 082-511-0006

■鳥取県

TEL 0857-26-7111

県土整備部 県土総務課
商工労働部 産業未来創造課
商工労働部 雇用人材局 雇用政策課
農林水産部 農林水産政策課

■島根県

TEL 0852-22-5111

土木部 土木総務課
商工労働部 雇用政策課
商工労働部 中小企業課
農林水産部 農業経営課

■岡山県

TEL 086-224-2111

土木部 監理課
産業労働部 労働雇用政策課
産業労働部 経営支援課
農林水産部 農政企画課

■広島県

TEL 082-513-3822

土木建築局 建設産業課
環境県民局 循環型社会課
商工労働局 雇用労働政策課
農林水産局 就農支援課

■山口県

TEL 083-922-3111

土木建築部 監理課
環境生活部 環境政策課
商工労働部 経営金融課
農林水産部 農業振興課

■業界団体等

(一社)鳥取県建設業協会 TEL 0857-24-2281
(一社)島根県建設業協会 TEL 0852-21-9004
(一社)岡山県建設業協会 TEL 086-225-4131
(一社)広島県建設工業協会 TEL 082-511-1430
(一社)山口県建設業協会 TEL 083-922-0857
建設産業専門団体中国地区連合会 TEL 082-235-1877

事務局

中国地方整備局 TEL:082-221-9231(代)
建政部 計画・建設産業課

令和4年6月 発行